

舟橋村条例第7号

舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和8年3月13日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年舟橋村条例第  
17号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	報酬	相当する職
教育委員	年額 90,000円	村長
農業委員会 会長	〃 基本給 130,000円	
	〃 能率給 予算の範囲内で村長が定める額	
農業委員	〃 基本給 90,000円	
	〃 能率給 予算の範囲内で村長が定める額	
選挙管理委員長	〃 40,000円	
選挙管理委員	〃 30,000円	
固定資産評価審 査委員	日額 4,500円	
特別職等報酬審 議会委員	〃 4,500円	舟橋村の職員等の旅 費に関する条例(令 和6年6月14日条 例第12号)に定める 4級以上の適用を受 ける職員に準ずる。
情報公開審査会 委員	〃 4,500円	
個人情報保護審 議会委員	〃 4,500円	
行政不服審査会 委員	〃 4,500円	
行政改革懇談会 委員	〃 4,500円	
監査委員(議)	月額 30,000円	村長
監査委員(議)	〃 15,000円	
選挙長	日額 国会議員の選挙等の執行経費の	

投票管理者	基準に関する法律の規定を準用する。ただし、村の選挙については別に定める。	
開票管理者		
選挙立会人		
投票立会人		
開票立会人		
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額 10,700 円 ただし、立会時間が7時間以内の場合は、10,700 円に、当該立会時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）を8時間30分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする	
公民館運営審議会委員	日額 4,500 円	舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和6年6月14日条例第12号)に定める3級以下の適用を受ける職員に準ずる。
図書館協議会委員	〃 4,500 円	
社会教育委員	〃 4,500 円	舟橋村の職員等の旅
公民館指導員	月額 150,000 円以内	費に関する条例(令和6年6月14日条例第12号)に定める3級以下の適用を受ける職員に準ずる。
社会教育指導員		
スポーツ推進員	年額 18,000 円	舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和6年6月14日条例第12号)に定める3級以下の適用を受ける職員に準ずる。
奨学生選考委員会委員	日額 会議又は業務1日につき 4,500 円	
青少年問題協議会委員	〃 4,500 円	舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和6年6月14日条例第12号)に定める
舟橋村学校運営協議会委員	〃 4,500 円	
総合計画審議会委員	〃 4,500 円	4級以上の適用を受ける職員に準ずる。

都市計画審議会 委員	〃	4,500 円	
農業振興地域整 備促進推進協議 会委員	〃	4,500 円	
農業委員候補者 評価委員	〃	4,500 円	
国民健康保険運 営協議会	〃	4,500 円	
防災会議委員	〃	4,500 円	
国民保護協議会 委員	〃	4,500 円	
民生委員推薦会 委員	〃	4,500 円	
障害程度区分審 査委員	〃	8,000 円	
公民館長	年額	30,000 円	
政策参与	日額	10,000 円	
統計調査員	任命権者が定める額		任命権者が定める額
その他の非常勤 職員	規則で定める額		規則で定める額

を

「

区分	報酬	相当する職	
教育委員	年額 90,000 円	村長	
農業委員会長	〃 基本給 130,000 円		
	〃 能率給 予算の範囲内で村長が定める額		
農業委員	〃 基本給 90,000 円		
	〃 能率給 予算の範囲内で村長が定める額		
選挙管理委員長	〃 40,000 円		
選挙管理委員	〃 30,000 円		
固定資産評価審 査委員	日額 4,500 円		
特別職等報酬審 議会委員	〃 4,500 円		舟橋村の職員等の旅 費に関する条例(令 和6年条例第12号) の適用を受ける職員 に準ずる。
情報公開審査会 委員	〃 4,500 円		
個人情報保護審	〃 4,500 円		

議会委員			
行政不服審査会委員	〃	4,500 円	
行政改革懇談会委員	〃	4,500 円	
監査委員(議)	月額	30,000 円	村長
監査委員(議)	〃	15,000 円	
選挙長	日額 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定を準用する。ただし、村の選挙については別に定める。		
投票管理者			
開票管理者			
選挙立会人			
投票立会人			
開票立会人			
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額 10,700 円 ただし、立会時間が7時間以内の場合は、10,700 円に、当該立会時間(1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)を8時間30分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする		
公民館運営審議会委員	日額	4,500 円	舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和6年条例第12号)の適用を受ける職員に準ずる。
図書館協議会委員	〃	4,500 円	
社会教育委員	〃	4,500 円	舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和6年条例第12号)の適用を受ける職員に準ずる。
公民館指導員	月額	150,000 円以内	
社会教育指導員			
スポーツ推進員	年額	18,000 円	
奨学生選考委員会委員	日額	会議又は業務1日につき 4,500 円	
青少年問題協議会委員	〃	4,500 円	舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和6年条例第12号)の適用を受ける職員
舟橋村学校運営協議会委員	〃	4,500 円	和6年条例第12号)の適用を受ける職員

総合計画審議会 委員	〃	4,500 円	に準ずる。
都市計画審議会 委員	〃	4,500 円	
農業振興地域整 備促進推進協議 会委員	〃	4,500 円	
農業委員候補者 評価委員	〃	4,500 円	
国民健康保険運 営協議会	〃	4,500 円	
防災会議委員	〃	4,500 円	
国民保護協議会 委員	〃	4,500 円	
民生委員推薦会 委員	〃	4,500 円	
障害程度区分審 査委員	〃	8,000 円	
公民館長	年額	30,000 円	
政策参与	日額	10,000 円	
統計調査員	任命権者が定める額		任命権者が定める額
その他の非常勤 職員	規則で定める額		規則で定める額

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。